



T.S.LINES (JAPAN) LTD.

Frontier-Akihabara 6F,
5-8-5, Ueno, Taito-ku, Tokyo 110-0005, Japan
TEL: 81-3-5826-8731 FAX: 81-3-5826-8955

2023年9月7日

お客様各位

ティ・エス・ラインズ・ジャパン株式会社

Hong Kong 向け B/L 記載内容に関する留意点

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別なるご高配を賜り誠に有難うございます。

さて、掲題の件につきまして、香港税関より日本から輸入される貨物のマニフェストについて EMAN (Electronic System for Cargo Manifest) Statement の早期提出を推奨する旨の通達が各運送会社に発信されました。

併せまして、香港税関は、日本からの輸入貨物に関する Bill of Lading の Description of Goods 欄について、全品目の記載も推奨しております。特に食品関連については、「日本食品」等の一般的な記載ではなく、ビスケット、キャンディー、フルーツ、冷凍水産品、乾燥水産品、ホタテ、牡蠣、マグロ等、より具体的な品目にて記載し、輸入申告するようとの通達です。

つきましては、ACL / Dock Receipt 作成には、Description of Goods の記載にご留意願います。

敬具

= 記 =

対象仕向地 : Hong Kong
適用開始日 : 即日
記載内容 : 香港税関からの要請により、Japanese Foods, Foodstuff 等の記載では無く、積載された商品全ての品目を記載することが推奨されています。

以上

本件につきまして、ご不明な点がございましたら、弊社輸出営業部へお問い合わせ願います。
以上、何卒よろしくお願いいたします。